

厚生労働省による「一般名（成分名）処方」の推進

厚生労働省では後発医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーの後発医薬品でも使用する事ができます。

当院の取り組み

当院も一般名処方の推進に努めています。また、一般名処方にする事は医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者さんに安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。ご不明な点は主治医までご相談ください。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

病院長